

「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の制定について」 に対する意見募集の結果について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」については、これまで厚生労働省令により全国一律に規定されていましたが、平成23年5月5日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等により児童福祉法及び社会福祉法が改正されたことに伴い、都道府県が条例で定めることとなりました。

条例を制定するにあたり、広く県民の皆さまからのご意見を募集しました結果について公表します。

1. 意見募集期間

平成24年10月1日（木）から平成24年10月31日（水）まで

2. 意見提出の状況

意見提出はありませんでした。

3. 募集結果の公表期間

平成24年12月10日（月）～平成25年1月9日（水）まで

4. 実施結果の公表方法

（1）インターネットによる閲覧

奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課ホームページに掲載します。
(http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-11752.htm)

（2）資料冊子での閲覧 以下の場所で閲覧できます。

- ①県政情報センター（県庁舎東棟1F）
- ②県民お役立ち情報コーナー（奈良県産業会館、吉野県税事務所（吉野町中央公民館）、西奈良県民センター、桜井総合庁舎（桜井県税事務所）、県庁舎東棟1F県民ホール、県立図書情報館）
- ③県こども家庭課（県庁主棟3階）

5. 問い合わせ先

奈良県健康福祉部こども・女性局
こども家庭課 児童虐待対策係

0742-27-8605